

I 東京都人事委員会規則の一部改正

1 東京都職員の退職管理に関する規則の一部を改正する規則（1頁）

東京都職員の退職管理に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

平成二十九年十二月二十二日

東京都人事委員会

●東京都人事委員会規則第九号

東京都職員の退職管理に関する規則の一部を改正する規則

東京都職員の退職管理に関する規則（平成二十八年東京都人事委員会規則第十一号）の一部を次のように改正する。

第二十二條第一項各号列記以外の部分を次のように改める。

條例第八條第二項及び第四項に規定する人事委員会規則で定める職員又は職員であつた者は、條例第七條の規定による届出をした者とする。ただし、前條に規定する職に就いている職員であつた者のうち、次に掲げる職員についてはこの限りでない。

第二十二條第二項中「次」を「條例第七條の規定による届出をした者のうち、前條に規定する職に就いている職員であつた者にあつては第十八條第一項第一号、第三号、第四号、第五号、第七号、第九号及び第十一号に掲げる事項と、前條に規定する職に就いている職員でなかつた者にあつては第十八條第一項第三号、第五号、第七号、第九号及び第十一号」に改め、同項各号を削る。

附 則

この規則は、平成三十年四月一日から施行する。